

# 畦畔除去による区画拡大を支援します！

担い手による農地の集積・集約を促進するために、畦畔除去に協力していただいた農地の所有者に補助金を交付します。

## 【畦畔除去による区画拡大の例】



『畦畔を取り除くと15a⇒30aの水田に』



※除去後の1区画の面積が概ね20a以上となるものが補助対象です。  
ただし、認定農業者等が耕作している場合は面積の制限はありません。

### 畦畔のある水田では・・・

水田が狭い！  
作業効率が悪い！  
畦畔の草刈り大変！



農地A  
面積15a

農地B  
面積15a

問題解決には

畦畔除去  
しよう！



地権者が美浜町役場  
で申請手続きすると

美浜町役場

申請承認

畦畔除去に  
協力します！



受理しました

### 畦畔除去で区画拡大！

農地A+農地B  
面積30a



地権者それぞれに  
補助金交付

水田が広がる！  
作業効率アップ！  
畦畔の草刈り不要！



補助対象事業 農地間を区切る畦畔の除去

補助対象者 農地を所有する土地所有者

補助内容 畦畔除去による農地の一体利用への協力金

補助額 畦畔1本につきその畦畔に直接接する  
**農地の土地所有者1名あたり2万円**

※共有名義の場合は代表者1名に補助金を交付します。  
※補助金申請額が予算上限に達し次第、受付を終了します。

【問い合わせ先】美浜町役場 産業課 農業振興係 電話 (0569) 82-1111 (内線266)  
FAX (0569) 82-5423 メール [sangyoshinko@town.aichi-mihama.lg.jp](mailto:sangyoshinko@town.aichi-mihama.lg.jp)